

麻酔科指導医新規申請について【2018 年度迄に新規申請を行う方】

麻酔科指導医(以下指導医)は、「認定制度細則麻酔科指導医に関する細則」に則って審査されます。手続きにあたり、下記要領に従って申請して下さい。申請方法は Web 申請となります。下記の申請要領に従い、書類提出、申請手続きを完了いただきますようお願いいたします。

■申請資格

- 1) 専門医の資格取得後、申請までの間に満 4 年以上継続<*注 1>して麻酔科関連業務に専従しており、申請する年の会費を完納していること。
- 2) 医師免許取得後、申請までの間に指導医の指導のもとで、満 1 年以上麻酔の臨床業務に専従<*注 2>した経験があること。
- 3) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までに相当の診療実績があり、かつ日本麻酔科学会が主催する学術集会等への参加実績(4 単位)および指導実績(4 単位)があること。

*注 1...満 4 年以上継続の期間に休職期間は含められません。

*注 2...専従とは以下に掲げる業務に週 3 日以上携わっていることをいい、業務に従事する施設は複数にわたることができます。ただし、基礎的研究にのみ従事している期間は除きます。

- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
- (2) 疼痛管理に関する臨床または研究
- (3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究
- (4) 中央手術部業務

※研究(国内・海外留学)に携わっている場合は、研究内容の説明(任意様式)・在籍証明書・研究業績(論文のコピー等)を提出してください。

☆施設長(大学学長、医学部長、病院長)またはこれに準ずる職責にあり、麻酔および麻酔管理業務の統括を行っているものは指導者としての実績を考慮し、上記麻酔科関連業務への専従規定を免除されます。

※専門医更新対象者の指導医申請について

専門医の更新時には指導医の申請が出来ます。

指導医申請をされる場合は、7 月 1 日～8 月 31 日までの期間に指導医新規認定申請を行ってください。

指導医認定審査の結果により、不合格者の方は専門医更新審査を行いますが、専門医更新審査料は免除となります。

■申請の受付期間:毎年7月1日～8月31日

※審査料のコンビニ支払いは締切の10日前まで選択可能です。

下記の申請方法に沿って申請を行い、申請書類を事務局へ送付して下さい。

尚、申請書類締切日当日にWeb申請を行った場合の申請書類の締切りは10日後(当日消印有効)とします。ただし、この期限までに申請書類を提出しない場合は、申請無効となりますのでご注意ください。

パソコン環境等を理由とした締切り後の申請についても特別措置はありませんので、早めの申請、書類の提出をお勧めします。

申請手順

Web申請マニュアル(専門医新規・再認定)をご確認ください。

- * Web申請完了後、申請書類を事務局に送付後、審査対象となります。
- * 申請後、認定審査委員会で書類審査を行い、本会の会員情報に登録されているアドレス宛にメールで可否をお知らせします。
- * 申請書類については、下記「申請書類について」をご参照ください。

■申請書類について

下記の申請書類が必要です。Web申請画面をプリントアウトいただき、押印等必要な対応後、必ず事務局へ送付して下さい。

1) 麻酔科指導医新規認定申請提出必要書類送付書

- ・Web申請完了後にダウンロード可能となります。
- ・コンビニ支払いを選択した場合、コンビニ支払い完了後にダウンロード可能となります。

2) 職務経歴書のコピー

- ・申請する年の5年前の4月1日から申請時現在に至る経歴の入力と、施設長の署名と公印の捺印が必要です。
- ・施設長が勤務当時と申請時現在で異なる場合は、申請時現在における当該施設の施設長の署名と公印の捺印で結構です。
- ・ご自身が施設長の場合は、自署の上、公印を捺印して下さい。

注)職務経歴書における公印の捺印は、全て施設の公印になります。

3) 麻酔経歴書のコピー

- ・申請する年の5年前の4月1日から申請時現在に至る経歴の入力と、麻酔科責任者の署名と捺印が必要です。
- ・麻酔科責任者が勤務当時と申請時現在で異なる場合は、申請時現在における当該施設の麻酔科責任者の署名と捺印で結構です。
- ・ご自身が麻酔科責任者の場合は、施設長の署名と捺印が必要です。

4) 臨床実績報告書 5 年分のコピー(各年度, 各施設毎に作成したもの)

申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの実績を入力して下さい。

・臨床実績報告書には麻酔科責任者の署名が必要となります。ご自身が麻酔科責任者の場合は、自署して下さい。ただし、ご自身が麻酔科責任者であっても非常勤の場合は施設長の署名として下さい。ペインクリニックの場合は、1 患者を 1 症例とします。集中治療の場合は、1 患者の主な疾患の術後管理を 1 症例とします。

5) 指導医実績目録のコピー

申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの実績を記載して下さい。

- ・下記「実績目録と証明書について」を詳しくお読み下さい。
- ・実績目録には、実績証明書類のコピーを添付して提出して下さい。

* Web 申請後、上記申請書類が期限内に提出されない場合でも審査料は返還されませんのでご注意ください。* 事務局へはコピーをご提出ください。その他の書類の原本はお手元に保管しておいて下さい。

* 2), 3)は所定の代表者の署名と捺印, 4)は所定の代表者の署名が必要です。ご注意ください。
* 職務経歴・麻酔経歴がない期間や麻酔科関連業務に専従できない期間については、申請者の署名・捺印による理由書を添付して下さい。理由書の様式は「【麻酔科指導医新規申請書類】: 理由書(サンプル)」を参照して下さい。尚、理由書の確認後別途証明書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

■審査方法

原則として書類審査ですが、認定審査委員会が必要と判断したときには、実地審査をすることがあります。

■審査料

審査料は 20,000 円です。

Web 申請画面の案内に沿って審査料を申請時に払い込んで下さい。クレジット決済またはコンビニ決済が選択できます。ただしコンビニ決済は申請締切の 10 日前までとなります。

既納の審査料は、いかなる理由があっても返還いたしません。

■申請書類の送付方法

任意の封筒をお使いいただき、必ず、『指導医新規申請用』と朱書きの上、原則として簡易書留もしくは宅配便で事務局宛にご送付下さい。送付先は下記「提出・問い合わせ先」として下さい。審

査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく一ヶ月以上経過した場合、審査を行わない場合があります。

■登録手続

認定通知は、原則として本会の会員情報に登録されているアドレス宛にメールでお知らせします。合格された場合には登録料の支払い方法をご案内しますので、Web から指導医登録料 10,000 円を審査結果通知後 2 週間以内にお支払い下さい。2 週間後納付されなかった場合は合格を取り消します。クレジットまたはコンビニ決済が選択できます。既納の登録料はいかなる理由でも返還いたしません。

指導医登録料の払込を確認後、年度末に認定証を送付します。登録日は、翌年度 4 月 1 日となります。

実績目録と証明書について

1. 指導医実績目録

単位については【麻酔科指導医新規申請書類】の実績目録単位表(2016/11/25版)の PDF ファイルをご参照下さい。

1) 学術集会等への参加による実績.....4 単位

・学術集会等への参加による実績は、全て日本麻酔科学会が主催する学術集会への参加による実績によること。

また少なくとも 1 回は、日本麻酔科学会年次学術集会への参加による実績でなければなりません。

2) 指導実績.....4 単位

・指導実績は①研究指導実績、②臨床指導実績、③医師指導実績、④教育実績、⑤社会活動実績の組み合わせになります。

注)②臨床指導実績、③医師指導実績の算定単位は 10 分の 1 で換算してください。

・4 単位には、必ず①研究指導実績 1 単位を含まなければなりません。

・①研究指導実績は最大 3 単位まで使用できます。3 単位以上は認められません。

・①研究指導実績以外の不足する単位は、②～⑤のいずれか、あるいは複数の組合せによって充たす必要があります。

①研究指導実績(1 単位は必須。最大 3 単位まで。)

研究指導実績単位は筆頭発表者、共同発表者の区別なく、単位表に掲げる単位を算定できません。

②臨床指導実績

臨床指導実績の算定については算定例をご参照下さい。

臨床指導実績算定表は【麻酔科指導医新規申請書類】からダウンロードできます。ダウンロードが出来ない環境にある方は事務局までお問い合わせ下さい。

※算定表は麻酔科以外に独立した科がある場合でも1施設1枚ですのでご注意ください。

③医師指導実績

医師指導実績は、専門医、指導医以外の麻酔科業務に従事する医師(被指導者:研修医も含む)の指導に対して、算定例に基づき算定します。

医師指導実績算定表は【麻酔科指導医新規申請書類】からダウンロードできます。ダウンロードが出来ない環境にある方は事務局までお問い合わせ下さい。

※算定表は麻酔科以外に独立した科がある場合でも1施設1枚ですのでご注意ください。

④教育実績

教育実績は、申請者が医学生や医療従事者等に講義や実習指導を行ったとき、算定します。講義や実習指導の対象が異なれば、それぞれを算定できます。

詳しくは、下記「3. 教育実績単位について」をご参照ください。

⑤社会活動実績

社会活動実績は、市民等に対して公開講座・心肺蘇生実習指導等を行ったとき、算定します。

詳しくは、下記「4. 社会活動実績単位について」をご参照ください。

2. 実績証明書類(コピーを送付のこと)

・学術集会への出席:事務局でデータ確認いたしますので、参加証のコピー添付の必要はありません。

・学術集会への発表:抄録

注)証明書類として抄録と学術集会の名称、回、会期が確認できるもの(抄録の表紙またはHP)を併せてご提出ください。

・学術出版物への発表:当該論文のコピーまたは 別刷

注)証明書類として論文のコピーの場合、出版物の名称、発行日、号が確認できるものを併せてご提出ください。

※実績目録の番号[1—(1), 1—(2), 2—(1), 2—(2)...]を右上に記載し、番号順に重ねて左上をホッチキスで留めて下さい。

3. 教育実績単位について

医学生(看護学生・医療関係学生を含む)・医療従事者(救急隊員を含む)を対象に行った講義(チュートリアルを含む)・実習指導等の実績に対し、以下の基準で算定した単位を申請者に与える。

(1) 申請者が医育機関に所属している場合 0.1 単位/年

(2) 申請者が医育機関以外の施設に所属している場合 0.2 単位/年

・一連の講義・実習に対して単位を当該年度に算定する。

・学生の講義・実習の場合には対象学年が異なればそれぞれ単位を算定できる。

・非常勤講師等で複数の施設で教育を行った場合はそれぞれ単位を算定できる。

・申請の際には、講義・実習指導を実施したことを証明する資料(実習予定表、施設からの証明書など、コピー可)を添付しなければならない。

4. 社会活動実績単位について

市民を対象とした講演・蘇生実習指導等の社会活動の実績に対し、以下の基準で算定した単位を申請者に与える。

社会活動実績 1 活動につき 0.2 単位

・申請の際には、社会活動を実施したことを証明する資料(開催案内、主催者による証明書など、コピー可)を添付しなければならない。

■提出・問い合わせ先

〒 650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町 1 丁目 5 番 2 号

神戸キメックセンタービル 3 階

公益社団法人 日本麻酔科学会認定審査委員会

TEL 078-335-6078 FAX 078-306-5946